

公益財団法人日本バレーボール協会処分基準

（目的）

第1条 この基準は、コンプライアンス規程第5章（処罰）に基づき行う処分に関し、その内容を決定するに当たって必要な事項を定める。

（違反行為）

第2条 この基準において違反行為とは、コンプライアンス規程第6条（禁止事項）に違反する行為をいう。

（処分の決定に係る基本的な考え方）

第3条 違反行為に対する処分は、その違反行為の内容・結果を踏まえて、それに相当する処分内容とする。

2 処分内容を決定するに当たっては、違反行為の態様や加害者と被害者の関係性、結果の重大性、被害者の心理的負荷・スポーツ活動への影響、日頃のスポーツ活動における態度等も含め情状その他考慮すべき事情の有無及びその内容、過去に処分した同種事案に対する処分内容との均衡等を総合的に考慮することとする。

3 前二項の基本的な考え方を踏まえ、処分基準を別表として示す。

4 別表に示していない違反行為についても、処分の対象となり得るものである。この場合、第1項、第2項に掲げる基本的な考え方を踏まえるとともに、別表の処分基準を参考に判断することとする。

（処分決定機関）

第4条 コンプライアンス委員会が決定した処分案を理事会にて決議する。

（基準の改廃）

第5条 この基準の改廃は、コンプライアンス委員会委員長が発議し、理事会の決議によって決定する。

（附則）

本基準は、2018年1月16日から施行する。

本基準は、2025年4月25日から施行する。

日本バレーボール協会処分基準 別表

表 1. スポーツ活動又はこれに準じる活動に関する、身体への接触又は身体への直接的な加害を伴う遵守事項違反

違反行為の程度・結果	処分内容
被害者が傷害を負わなかった	資格停止 6 か月
被害者が全治 2 週間の傷害を負った	資格停止 1 年
被害者が全治 1 か月の傷害を負った	資格停止 2 年
以下のいずれかに該当する ①被害者を退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ②被害者を死に至らしめた ③被害者が全治 1 か月を超える傷害を負った ④被害者が重大な後遺障害が残る傷害を負った ⑤その他被害者の心身に重大な障害を与えた ⑥刑事処分をされた	資格取消
<考慮すべき要素> ①違反行為の態様（暴行の程度・内容・部位、回数や継続性、被害者数等） ②加害者の地位・立場、被害者との関係 ③加害者の人数 ④違反行為による結果や影響（周囲の者への影響を含む） ⑤被害者の身体的負荷の程度（暴行にとどまるか傷害や死亡に至ったか） ⑥被害者の心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無等を含む） ⑦被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む） ⑧加害者の動機、加害意図の程度、違反行為に至る経緯 ⑨被害者の言動、態度等 ⑩加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） <加重・軽減要素の例> ○加重要素（処分内容を重くする） 加害者あるいは被害者が複数の場合、傷害の程度が重度な場合、傷害により選手生命が短縮される・スポーツ活動の継続が困難になるなど重大なスポーツ権の侵害があった場合、退部・転校・不登校など被害者の日常生活に大きな影響を与えた場合、複数回又は継続的に行われていた場合、過去に別の事案につき本会の処分を受けたことがある場合等 ○軽減要素（処分内容を軽減する） 真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合	

表 2. スポーツ活動又はこれに準じる活動に関する、身体の接触及び身体への直接的な加害を伴わない遵守事項違反（但し、表4. に該当する場合を除く）

違反行為の程度・結果	処分内容
1 回又は 2-3 回の軽微な行為であり、かつ被害者のスポーツ活動に支障が生じるに至らなかった	注意
継続的又は重大な行為であり、かつ、被害者のスポーツ活動に支障が生じるに至らなかった	嚴重注意
行為の内容にかかわらず、被害者のスポーツ活動に支障が生じた	資格停止 1 年
行為の内容にかかわらず、以下のいずれかに該当する ①被害者を退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ②被害者を死に至らしめた ③被害者の心身に重大な障害を与えた ④刑事処分をされた	資格取消
<考慮すべき要素> ①違反行為の態様（回数や継続性、被害者数等） ②加害者の地位・立場、被害者との関係 ③加害者の人数 ④違反行為による結果や影響（周囲の者への影響を含む） ⑤被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無を含む） ⑥被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む） ⑦加害者の動機、加害意図の程度、違反行為に至る経緯 ⑧被害者の言動、態度等 ⑨加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） <加重・軽減要素の例> ○加重要素 加害者あるいは被害者が多数いる場合、用いられた暴言内容の程度が重い場合、暴言等を行った期間が長い場合や回数が多い場合、被害者が未成年の場合、加害行為によって被害者またはその親族等の進学・就職等私生活に支障が出ている場合、過去に別の事案につき本会の処分を受けたことがある場合等。 ○軽減要素 真摯に反省している、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等	

※本表の違反行為には、個人の能力を貶めるような言動、指導の範囲を超えて練習中や試合中のミスを責めるような言動、被害者の進学や就職、他のスポーツクラブ等への移籍等を妨害する行為、被害者の親族等に危害を加える等の脅し行為、被害者の親族等に危害を加える等の脅し行為、安全配慮義務違反、高温注意情報が出ている時の無理な練習、水分を摂取させない等も含まれる。

表 3. スポーツ活動又はこれに準じる活動に関する、性的虐待（*1）、セクシュアル・ハラスメント

違反行為の程度・結果	処分内容
環境型セクシュアル・ハラスメント（*2）行為により、スポーツ活動に支障が生じた	資格停止 6 か月
特定の被害者に対するセクシュアル・ハラスメント行為であり、被害者のスポーツ活動に支障が生じるに至らなかった	資格停止 1 年
特定の被害者に対するセクシュアル・ハラスメント行為により、被害者のスポーツ活動に支障が生じた	資格停止 2 年
以下のいずれかに該当する ①性的虐待行為を行った ②被害者を退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ③被害者を死に至らしめた ④被害者の心身に重大な障害を与えた ⑤刑事処分をされた	資格取消
<考慮すべき要素> ①違反行為の態様（身体的接触の有無・程度・部位、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等） ②加害者の地位・立場、被害者との関係 ③加害者の人数 ④違反行為による結果や影響（周囲の者への影響（保護者に対するセクハラにより、その子のスポーツ活動に支障が生じた場合等）を含む） ⑤被害者における身体的負荷の程度 ⑥被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無を含む） ⑦被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む） ⑧加害者の動機、加害意図の程度、違反行為に至る経緯 ⑨被害者の言動、態度等 ⑩加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） <加重・軽減要素の例> ○加重要素 加害者あるいは被害者が多数いる場合、暴言や暴力など他の違反行為も併せて行った場合、被害者が未成年である場合、わいせつ行為を行った期間が長い場合や回数が多い場合、過去に別の事案につき本会の処分を受けたことがある場合等 ○軽減要素 真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合、性加害に関するカウンセリングや治療を受けている等	

*1：性的虐待

刑法第 176 条～第 179 条の行為及びそれに準じる行為。

*2：環境型セクシュアル・ハラスメント

特定の被害者が存在せず、スポーツ活動を行う環境に対するセクシュアル・ハラスメント行為。

表 4. 教唆・幫助・放置

第三者がコンプライアンス規程第 6 条第 2 項（1）～（16）に定める行為を行った場合に教唆（第三者をそそのかし加害行為を実行させること）し、幫助（第三者の加害行為の実行を容易にさせること）し、若しくはこれを是正すべき義務を有するにもかかわらずこれを放置すること、又は適切な対応を行わないこと

違反行為の程度・結果	処分内容
第三者の行為を回避させる義務が生じているにもかかわらず、第三者の行為を放置したにとどまる	第三者に対する処分を軽減した処分 （第三者の行為が「資格停止」であれば、その 2 分の 1 程度の期間を基準とする。第三者の行為が「資格取消」であれば、3 年を基準とする。）
第三者の行為を幫助した	第三者と同等の処分か、第三者に対する処分を軽減した処分 （第三者に対する処分を軽減した処分とする場合、第三者の処分が「資格停止」であれば、その 3 分の 2 程度の期間を基準とする。第三者の行為が「資格取消」であれば、4 年を基準とする。）
第三者を教唆した	第三者と同等以上の処分
<考慮すべき要素> ①第三者の違反行為の態様（指導との関連性、違反行為の時間、場所、継続性） ②第三者の違反行為に対する認識 ③加害者と第三者の地位、経験、年齢、能力の差 ④加害者の第三者の行為を回避させる義務の程度、関与の程度 ⑤加害者の動機、加害意図の程度、違反行為に至る経緯 ⑥被害者の言動、態度等 ⑦加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） <加重・軽減要素の例> ○加重要素（処分内容を重くする） 過去に別の事案につき本会の処分を受けたことがある場合 ○軽減要素（処分内容を軽減する） 真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合	

表 5. 所属クラブ・チーム等における各種補助金・助成金の不正受給、脱税等の不適切な経理処理（以下「不適切な経理処理」という。）

違反行為の程度・結果	処分内容
他者が不適切な経理処理が行われていることを知っていながら適切な機関・団体・人物に報告しなかった	資格停止 1 年
不適切な経理処理を行い、他の目的に流用した	資格停止 2 年
不適切な経理処理を行い、 ①自己の利益を図った ②刑事処分をされた	資格取消
<考慮すべき要素> ①違反行為の態様（程度、回数や継続性、被害額等） ②加害者の地位・立場 ③加害者の人数 ④違反行為による結果や影響（周囲の者への影響を含む） ⑤被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む） ⑥加害者の動機、加害意図の程度、違反行為に至る経緯 ⑦加害者の事後の対応（反省、関係者への謝罪、被害の回復・弁償等） <加重・軽減要素の例> ○加重要素（処分内容を重くする） 不適切な経理処理であることを知っていながら不適切な経理処理を行った場合、加害者が多数いる場合、被害額の程度が高額であれば重くなる、不適切な経理処理を行った期間が長い場合、過去に別の事案につき本会の処分を受けたことがある場合等 ○軽減要素（処分内容を軽減する） 真摯に反省している場合、被害の弁償、示談の成立等	